

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画  
(改訂原案)



平成 25 年 10 月 15 日

— 目 次 —

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

**第1章 はじめに**

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定     | 1 |
| 2 | 本市における行動計画策定の経緯          | 1 |
| 3 | 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 | 2 |

**第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針**

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 対策の目的及び基本的な戦略 | 3 |
| 2 | 対策の基本的考え方     | 3 |
| 3 | 対策の留意点        | 6 |
| 4 | 被害想定          | 7 |
| 5 | 社会への影響        | 8 |
| 6 | 発生段階          | 8 |
| 7 | 対策推進のための役割分担  | 9 |

**第3章 市行動計画の主要6項目及び横断的留意点**

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 実施体制                            | 15 |
| 2 | 情報収集・サーベイランス                    | 16 |
| 3 | 情報共有・提供                         | 16 |
| 4 | 予防・まん延防止                        | 18 |
| 5 | 医療                              | 21 |
| 6 | 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 | 22 |

## 第4章 各発生段階における対策

### 1. 未発生期

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 実施体制                            | 24 |
| 2 | 情報収集・サーベイランス                    | 25 |
| 3 | 情報共有・提供                         | 25 |
| 4 | 予防・まん延防止                        | 26 |
| 5 | 医療                              | 27 |
| 6 | 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 | 27 |

### 2. 市内未発生期

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 実施体制                            | 29 |
| 2 | 情報収集・サーベイランス                    | 30 |
| 3 | 情報共有・提供                         | 30 |
| 4 | 予防・まん延防止                        | 31 |
| 5 | 医療                              | 32 |
| 6 | 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 | 32 |

### 3. 市内発生早期

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 実施体制                            | 34 |
| 2 | 情報収集・サーベイランス                    | 35 |
| 3 | 情報提供・共有                         | 35 |
| 4 | 予防・まん延防止                        | 36 |
| 5 | 医療                              | 37 |
| 6 | 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 | 38 |

### 4. 市内感染期

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 実施体制                            | 40 |
| 2 | 情報収集・サーベイランス                    | 41 |
| 3 | 情報共有・提供                         | 41 |
| 4 | 予防・まん延防止                        | 42 |
| 5 | 医療                              | 43 |
| 6 | 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 | 44 |

## 5. 小康期

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 実施体制                            | 47 |
| 2 | 情報収集・サーベイランス                    | 47 |
| 3 | 情報提供・共有                         | 47 |
| 4 | 予防・まん延防止                        | 48 |
| 5 | 医療                              | 48 |
| 6 | 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 | 48 |

### 参考資料

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 特定接種の対象となる業務・職務について | 51 |
| 2 | 発生段階別対応一覧           | 60 |
| 3 | 用語解説                | 72 |

## 第1章 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方自治体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 本市における行動計画策定の経緯

本市では、特措法の制定以前から、感染症に起因する市民の健康被害の未然防止及び発生時における対応等について、本市が果たすべき役割を定め、適切な健康危機管理を行うことを目的とした「寝屋川市大規模な感染症対応マニュアル」を策定している。

しかし、当該マニュアルは、感染症法の定義にある指定感染症及び新感染症など、当該疾病のまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、新たなマニュアル等の策定が求められていた。

今般、特措法や平成25年6月7日に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び政府行動計画に基づき策定された「大阪府

新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「府行動計画」という。)の考え方や基準を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第8条の規定により、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。

今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備するとともに、最新の知見や訓練の結果をマニュアル等の見直しに反映させることにより、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。

### 3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)

|                                  |                                      |  |
|----------------------------------|--------------------------------------|--|
| <b>新型インフルエンザ等</b><br>(特措法第2条第1号) | <b>新型インフルエンザ等感染症</b><br>(感染症法第6条第7項) | <b>新型インフルエンザ</b><br>(感染症法第6条第7項第1号)          |
|                                  |                                      | <b>再興型インフルエンザ</b><br>(感染症法第6条第7項第2号)         |
|                                  | <b>新感染症</b><br>(感染症法第6条第9項)          | 全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。<br>(特措法第2条第1号において限定) |

## 第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

### 1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、市、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等の時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

- ・ 市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 市役所機能維持のため、人員や業務の優先度等を示す業務継続のための計画（以下「業務継続計画」という。）の作成及び実施等により、医療提供業務はじめ市民生活及び地域経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

### 2 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく

必要があることを念頭に置かなければならず、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても府行動計画に基づき、同様の観点から対策を組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（実際の対策については、「第4章各発生段階における対策」において、発生段階ごとに記載する。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。

- (1) 発生前の段階では、医療体制の整備、市民に対する啓発や市による行動計画等の策定、近隣自治体との連携体制の確認など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。
- (2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。
- (3) 国内の発生当初等、病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へ

と切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

(4) 府内発生当初（市内未発生期もしくは市内発生早期）の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の呼びかけを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

また、新感染症の場合には治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを迎えることのないよう、市民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。

(5) 市内で感染が拡大した段階では、国、府、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが予想される。

従って、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、府対策本部等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の呼びかけ、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効

果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村、指定（地方）公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が重要となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 対策の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の呼びかけ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の呼びかけ、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性より、

新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要ないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

寝屋川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）は、府や近隣自治体の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は府対策本部長に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

市は、市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。

政府行動計画及び府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。なお、府行動計画も同様に推計されている。

|                                  | 寝屋川市   | 国          | 大阪府    |
|----------------------------------|--------|------------|--------|
| 人口（平成22年）                        | 約24万人  | 約1億2,806万人 | 約886万人 |
| 罹患者数（25%）                        | 約6万人   | 約3,200万人   | 約220万人 |
| ※以下、アジアインフルエンザ並の致命率0.53%の場合による推計 |        |            |        |
| 受診患者数（上限値）                       | 約4.7万人 | 約2,500万人   | 約173万人 |
| 入院患者数（上限値）                       | 約1千人   | 約53万人      | 約3.7万人 |
| 死亡者数（上限値）                        | 約330人  | 約17万人      | 約1.2万人 |
| 1日当たり最大入院患者数（流行発生から5週目）          | 約190人  | 約10.1万人    | 約7千人   |

### 【留意点】

- ・ これらの推計に当たっては、過去にはなかった新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬等の効果や、現在の医療体制、衛生状況等被害軽減要素を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。  
そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## 5 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校（学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ）、保育所等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

### 【参考：新型インフルエンザ等対策が自然災害等や他の感染症対策と異なる点】

- ・ 新型インフルエンザ等の流行は、いずれは発生するが、その時期は予測不可能であり、その予兆を捉えることは困難である。
- ・ 新型インフルエンザ等の流行は全国で同時に発生することが予想されるため、自然災害のように被災していない地域からの応援を求めることは困難である。
- ・ 新型インフルエンザ等の被害は、数週間から数か月の中長期に渡り発生することが想定される。
- ・ 医療従事者の感染リスクが最も高いことから医療体制の確保に影響を及ぼす。
- ・ ワクチンの必要量を確保するためには相当期間を要する。
- ・ 感染拡大を抑制するためには、行政や医療機関等関係機関のみならず、市民一人ひとりの正しい理解と協力が不可欠である。

## 6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて府と協議の上、市において柔軟に判断する。

市は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、府域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、対策の内容が変化する。

| 発生段階   | 想定される状況                                       | 府行動計画の発生段階 | 政府行動計画の発生段階 |
|--------|---|------------|-------------|
| 未発生期   | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                          | 未発生期       | 未発生期        |
| 市内未発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                          | 府内未発生期     | 海外発生期       |
|        | 国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態      |            | 国内発生早期      |
|        | 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内には影響を及ぼさないと想定される状態 | 府内発生早期     |             |
| 市内発生早期 | 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、市内に影響を及ぼしうると想定される状態   | 府内発生早期     | 国内感染期       |
|        | 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |            |             |
| 市内感染期  | 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態           | 府内感染期      |             |
| 小康期    | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態           | 小康期        | 小康期         |

## 7 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型

インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- ・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

## (2) 関西広域連合の役割

関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。

関西広域連合が策定予定の行動計画においては、以下の項目について記載されることが期待される。

### 《項目例》

- ・ 通勤、通学地と住所地が異なる感染事例への対応
- ・ 公共交通機関、ライフライン企業等広域的に活動する関係機関への要請
- ・ 風評被害への対応、啓発広報
- ・ 予防接種の広域的対応
- ・ 外出制限や施設の使用制限等における基準づくり
- ・ 府県間の連絡調整
- ・ その他必要な事項

## (3) 府の役割

- ・ 府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- ・ 府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を

作成するなど事前の準備を進める。

- ・ 府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- ・ 府は、府域に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- ・ 府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

#### （４）保健所の役割

- ・ 保健所は、地域における対策の中心的役割を担い、市町村や所管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、郡市区医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等を指す。以下同じ。）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市町村、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進する。

また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。

- ・ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

#### （５）市の役割

- ・ 市は、住民に最も身近な地方自治体として、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者の支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画

等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣自治体と緊密な連携を図る。

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた計画を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生後、府域において緊急事態宣言が発出されたときは、市対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- ・ 市は、保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。

#### (6) 医療機関の役割

医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ。）は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定やシミュレーションを実施する等事前の準備に努める。

##### ① 感染症指定医療機関（感染症法第38条）

新型インフルエンザ等発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。

##### ② 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関及び協力医療機関（休日診療所を含む）

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

##### ③ 一般の医療機関（内科、小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。）

市内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。

##### ④ 歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急をはじめ適切に歯科医療を提供する。

#### (7) 指定地方公共機関の役割

- ・ 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ・ 指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

#### (8) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第 28 条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、事業を継続するよう努める。

#### (9) 一般の事業者

- ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うよう努める。
- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底するよう努める。

#### (10) 市民

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける

等の個人的レベルでの感染対策を実践するよう努める。

- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるため個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 第3章 市行動計画の主要6項目及び横断的留意点

市行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の（１）～（６）の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本章では横断的な留意点について記す。

なお、各対策の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえるとともに、関係者の理解と協力のもと柔軟に対応するものとする。

- （１）実施体制
- （２）情報収集・サーベイランス
- （３）情報共有・提供
- （４）予防・まん延防止
- （５）医療
- （６）生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### （１）実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前において情報収集に努め、国外でヒト・ヒト感染が確認された場合は、寝屋川市新型インフルエンザ等対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局と連携を図りながら、庁内一体となった取り組みを推進する。
- ・ 関係部局においては、国や府、近隣自治体、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、発生時においては、各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等が発生し、府対策本部が設置され、府内発生早期であると公表されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とした市対策本部を設置する。

## 【市対策本部の構成】

| 市 対 策 本 部                       |  |
|---------------------------------|--|
| 市対策本部員                          |  |
| 本部長                             | 市長                                       |
| 副本部長                            | 副市長                                      |
| 本部員                             | 危機管理監<br>教育長<br>上下水道事業管理者<br>理事<br>各部長 等 |
| 参与                              | 寝屋川市消防署職員                                |
| 市対策本部事務局                        |  |
| 本部連絡員<br>本部市民通報等受付員<br>本部事務局班 等 |  |

### (2) 情報収集・サーベイランス

#### ① 情報収集

国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

#### ② サーベイランス

国及び府の要請に応じ適時協力する。

### (3) 情報共有・提供

#### ① 基本的考え方

##### ア 情報共有・提供の目的

- ・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、

情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### イ 情報提供手段の確保

- ・ 高齢者、障害者、外国人といった方々にも分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

#### ② 発生前における市民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。
- ・ 特に児童生徒等に対しては、学校、保育所等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### ③ 発生時における市民等への情報提供及び共有

##### ア 発生時の情報提供について

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。
- ・ 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。
- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、府、近隣自治体、医療関係機関及び専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

- ・ 市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用する。

#### イ 市民の情報収集の利便性向上

- ・ 市民が容易に情報収集できるよう、国・府の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。

#### ④ 情報提供体制について

ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力し、適時適切に情報を共有する。

イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において市民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

### (4) 予防・まん延防止

#### ① 目的

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限に止めることにより、市内の医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

#### ② 主な感染拡大防止策

- ・ 個人レベルの対策については、未発生期から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

また、市内発生の初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する受診の勧奨や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策への協力（健康観察、外出自粛の呼びかけ等）等の感染症法に基づく措置を行う。

- ・ 地域対策及び職場対策については、市内発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

- ・ 府域に緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施

設の使用制限の呼びかけ等を行う。

- ・ 行動制限等の対策そのものが、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施中の対策を縮小、もしくは中止する。

### ③ 予防接種

新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### a 対象

- ・ 登録事業者のうち、一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

##### b 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「参考資料」(P.51)のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

(1) 医療関係者

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

(3) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

(4) それ以外の事業者

##### c 接種体制

- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とさ

れる。

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

#### イ 住民に対する予防接種

- ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、府域に緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ・ 一方、府域に緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。
- ・ 住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

#### 【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】

住民接種の接種順位については、原則として、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

##### ① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・ 基礎疾患を有する者
- ・ 妊婦

##### ② 小児

1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

##### ③ 成人・若年者

##### ④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

【重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた接種順位】

|            | ①医学的ハイリスク者 | ②小児 | ③成人・若年者 | ④高齢者（65歳以上） |
|------------|------------|-----|---------|-------------|
| ②に重症者が多い場合 | 1          | 2   | 4       | 3           |
| ③に重症者が多い場合 | 1          | 3   | 2       | 4           |
| ④に重症者が多い場合 | 1          | 3   | 4       | 2           |

【我が国の将来を守ることに重点を置いた接種順位】

|            | ①医学的ハイリスク者 | ②小児 | ③成人・若年者 | ④高齢者（65歳以上） |
|------------|------------|-----|---------|-------------|
| ③に重症者が多い場合 | 2          | 1   | 3       | 4           |
| ④に重症者が多い場合 | 2          | 1   | 4       | 3           |

【重症化、死亡を可能な限り抑えつつ、我が国の将来を守ることに重点を置く接種順位】

|            | ①医学的ハイリスク者 | ②小児 | ③成人・若年者 | ④高齢者（65歳以上） |
|------------|------------|-----|---------|-------------|
| ③に重症者が多い場合 | 1          | 2   | 3       | 4           |
| ④に重症者が多い場合 | 1          | 2   | 4       | 3           |

## (5) 医療

### ① 基本的考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的、効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・ 地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・ 市内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療関係者に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等受入体制の充実を図る必要がある。

### ② 発生前における医療体制の整備

府と連携して、医師会、病院協会、**歯科医師会、薬剤師会**等と密接に連携を図りながら、**休日診療所を含む**市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

### ③ 発生時における医療体制の維持・確保

- ・ 市内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等へ受診するよう促し、同時に患者の受入体制を整備する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、市は府と連携して、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。
- ・ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、府や近隣**自治体**等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制の確保に努める。

## (6) **生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

- ・ 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言わ

れている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

- ・ このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にするため、府、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。
- ・ 市が行う措置として、具体的には、要援護者への生活支援、円滑な埋火葬体制の整備、食料品や生活必需品等の備蓄等が挙げられる。

## 第4章 各発生段階における対策

### 1. 未発生期

#### 【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。

#### 【対策の目的】

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 市内発生の早期確認に努める。

#### 【対策の考え方】

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、近隣自治体、関係団体等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

##### ① 行動計画の策定

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

##### ② 体制の整備及び連携強化

- ・ 庁内の取組体制を整備、強化するため、庁内会議において、初動対応体制の確立や情報共有をはかり、発生時に備える。

また、各部局において業務継続計画を策定する。

- ・ 府や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、警察、消防本部と連携を強化する。

## (2) 情報収集・サーベイランス

### ① 情報収集

厚生労働省、国立感染症研究所、府など、国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

### ② インフルエンザ等に関する通常のサーベイランス

国及び府の要請に応じ適時協力する。

## (3) 情報共有・提供

### ① 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人感染対策の普及を図る。

### ② 体制整備等

広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

- ・ 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
- ・ 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関の活用

イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。

- ・ 広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力した情報提供体制の検討
- ・ 適時適切な情報共有方法の検討等
- ・ 個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整

ウ 常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。

エ 近隣自治体や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。

更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。

### ③ コールセンター等の設置の準備

府からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。

## (4) 予防・まん延防止

### ① 対策実施のための準備

#### ア 個人における対策の普及

市、学校、保育所、福祉施設、事業所等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

##### a 基本的な感染予防対策

- ・ マスク着用
- ・ 咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 人ごみを避ける 等

##### b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策

- ・ 帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・ マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。

イ 府域で緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛等の感染対策について、市民の理解促進を図る。

### ② 地域対策及び職場対策の周知

新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場におけ

る感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。

### ③ 予防接種

#### ア 特定接種

- ・ 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。
- ・ 特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

#### イ 市民に対する予防接種

- ・ 国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府から、技術的な支援を受ける。
- ・ 速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## （5）医療

### ① 市内感染期に備えた医療の確保

- ・ 保健所を通じ、臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。
- ・ 休日診療所にて、帰国者・接触者外来を設置できるよう検討を行う。
- ・ 府内で罹患者が発生した際の搬送体制の確保に協力する。

### ② 研修等

府が医療従事者等関係者に対して実施する、市内発生を想定した研修や訓練に協力する。

## （6）生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### ① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。

② 火葬能力等の把握

国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

③ 物資の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資を備蓄する。
- ・ 食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討を行う。

## 2. 市内未発生期

### 【状態】

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。
- ・ 府内では新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内には影響を及ぼさないと想定される状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。

### 【対策の目的】

- ・ 新型インフルエンザ等の進入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報を得られない可能性が高いが、その場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるように、強力な措置をとる。
- ・ 府対策本部が、府域に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国や府と連携し、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・ 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 実施体制

#### ① 市対策本部の設置

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、**庁内会議**を行い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対応について協議する。
- ・ 府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、**府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。**
- ・ 保健所が開催する対策会議に参加し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。

## ② 緊急事態宣言の発出

- ・ 緊急事態宣言は、**政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。**
- ・ 緊急事態措置を実施すべき期間については、**政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。**
- ・ 区域については、**広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。**

## ③ 府対策本部との連携

府対策本部が設置された場合は、適切に連携できるよう体制を整える。

### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合、**上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。**

#### ① 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。

## (2) 情報収集・サーベイランス

### ① 情報収集

引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

### ② サーベイランス体制の強化

**国及び府の要請に応じ適時協力する。**

### (3) 情報共有・提供

#### ① 情報提供

ア 市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ・ 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等

(対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)

- ・ 広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。
- ・ 直接提供：市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。

イ 広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力し、情報の集約・管理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

ウ 対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合は、適切に情報を提供できるよう、随時調整する。

#### ② 情報共有

国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、庁内各部と共有する。

#### ③ コールセンター等の設置

府からの要請に基づき、国や府が作成、配布したQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。

#### ④ 帰国者・接触者相談センターの周知

新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ① 市内での感染拡大防止策の準備

未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

② 感染症危険情報の発出等

国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

③ 予防接種

ワクチンの接種

・ 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、国や府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

・ 市民に対する予防接種

あらかじめ具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 医療

① 新型インフルエンザ等の症例定義

府が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

② 医療体制の整備

・ 引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。

・ 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。

・ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

(6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、府と連携しその具体的対応の準備を行う。

② 事業所の対応

市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう呼びかける。

### ③ 遺体への対応の検討

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

### ④ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。
- ・ 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

### ⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の準備を行う。

### 3. 市内発生早期

#### 【状態】

- ・ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、市内に影響を及ぼしうると想定される状態。
- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### 【対策の目的】

- ・ 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 【対策の考え方】

- ・ 感染拡大そのものを抑えるのは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- ・ 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。
- ・ 市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・ 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 市民への接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

##### ① 市対策本部の設置

府域に緊急事態宣言が発出され、市対策本部が設置されていない場合は、速やかに設置する。

## ② 発生段階の変更

市対策本部会議を**開催**し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら**府と協議して**、決定し公表する。

## (2) **情報収集・サーベイランス**

### ① 情報収集

引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

### ② サーベイランス体制の強化

**国及び府の要請に応じ適時協力する。**

## (3) **情報提供・共有**

### ① 情報提供

**ア** 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

**イ** 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

**ウ** 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣**自治体**や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

**エ** 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

**オ** 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。

### ② 情報共有

市対策本部は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双

方向の情報共有を強化し、関係部局においても共有する。

### ③ コールセンター等の体制充実・強化

国や府が配布したQ & A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。

## (4) 予防・まん延防止

### ① 市内での感染拡大防止策

- ・ 引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を呼びかける。

### ② 市民への予防接種

市民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

更に、市民への接種順位についても、政府対策本部が、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定する。

- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市民へのワクチン接種を開始する。
- ・ 市民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ・ 接種の実施に当たり、国や府と連携し、保健所・保健福祉センター・学校などの公的施設を活用、もしくは、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住するものに対し、集団的接種を行う。

#### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府によって講じられ、また市によって講じる。

#### ① 外出制限等

- ・ 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ期間を

定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とする。

#### ② 施設の利用制限（学校、保育所等）

- ・ 府は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
- ・ 府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### ③ 施設の利用制限等（②以外の施設）

- ・ 府は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 府は、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 府は、特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
- ・ 府は、特措法第 45 条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。

#### ④ 予防接種

市は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 医療

#### ① 市内未発生期に引き続いての医療体制の整備

- ・ 引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。
- ・ 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。

#### ② 医療機関・薬局における警戒活動

警察に、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。

### ＜府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置＞

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府によって講じられる。

#### ① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

### （６）生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### ① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して支援を行う。

#### ② 事業所の対応

市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう呼びかける。

#### ③ 埋火葬の対応

死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の整備を開始する。

#### ④ 市民や事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。

#### ⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の実施を行う。

### ＜府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置＞

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府等によって講じられ、また市によって講じる。

#### ① 事業者の対応等

- ・ 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

## ② ガス並びに水の安定供給

- ・ ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市、水道企業団等は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

## ③ 運送の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状態確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

## ④ サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

## ⑤ 緊急物資の運送等

- ・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

## ⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、府と協力して市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視する。
- ・ 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## ⑦ 犯罪の予防・取締り

府警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

## 4. 市内感染期

### 【状態】

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### 【対策の目的】

- ・ 医療提供体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。

### 【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じて一部の感染拡大防止策は実施する。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、市において、必要な対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 市内発生早期に引き続き、市民への接種を進めていく。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小しくは中止する。

### (1) 実施体制

#### ① 発生段階の変更

市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。

＜府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置＞

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 他の地方公共団体による代行、応援等

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集・サーベイランス

① 情報収集

引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

② サーベイランス

国及び府の要請に応じ適時協力する。

(3) 情報共有・提供

① 情報提供

ア 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

イ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

ウ 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、近隣自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

エ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後

の情報提供に反映する。

**オ** 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等へ定期的に公表する。

## ② 情報共有

市対策本部は、国や府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、**関係部局**においても共有する。

## ③ コールセンター等の継続

引き続き、コールセンター等の運営を継続する。

## (4) 予防・まん延防止

### ① 市内での感染拡大防止策

- ・ **引き続き**、マスク着用、**咳エチケット**、**手洗い**、**うがい**、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や**職場における感染予防策の徹底を呼びかける。**

### ② 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府によって講じられ、また市によって講じる。

#### ① 外出制限

府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

#### ② 施設の利用制限

- ・ 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 府は、上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

- ・ 府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ③ 施設の使用制限（②以外の施設）
- ・ 府は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。
  - ・ 府は、上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
  - ・ 府は、特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
  - ・ 府は、特措法第 45 条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。
- ④ 予防接種
- 市は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

## （5）医療

### ① 市内発生早期に引き続いての医療体制の整備

府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。

### ② 在宅療養者への支援

国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応に努める。

### ③ 医療機関・薬局における警戒活動

引き続き警察に、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。

#### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。
- ② 市は、国や府と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## (6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### ① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して引き続き支援を行う。

### ② 事業所の対応

市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう呼びかける。

### ③ 埋火葬の対応

- ・ 死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の整備を進める。
- ・ 一時的に遺体を安置できる施設等を拡充する。
- ・ 墓地埋葬法の特例に基づく、埋火葬に係る手続きを行う。

### ④ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。

### ⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の実施を行う。また、その他必要と思われる支援を随時行う。

### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府等によって講じられ、また市によって講じる。

#### ① 業務の継続等

- ・ 指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ 市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

#### ② ガス並びに水の安定供給

- ・ ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガス

の供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市、水道企業団等は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

### ③ 運送の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状態確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

### ④ サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

### ⑤ 緊急物資の運送等

- ・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

### ⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・ 府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、原則として、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しを要請し、同意を得ることを基本とする。
- ・ 府は、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

### ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

#### ⑧ 要援護者への生活支援

市は、府からの要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### ⑨ 犯罪の予防・取締り

府警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

#### ⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 市は、火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じる。

#### ⑪ 新型インフルエンザ等に関する中小企業向け融資

府は、新型インフルエンザ等の影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。

（参考：政府関係金融機関等における措置）

- ・ 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- ・ 日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- ・ 日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。

## 5. 小康期

### 【状態】

- ・ 新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状態。

### 【対策の目的】

- ・ 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 【対策の考え方】

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材等の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、引き続き市民への接種を進める。

### (1) 実施体制

- ・ 市対策本部の廃止  
府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。

### (2) 情報収集・サーベイランス

#### ① 情報収集

内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国や府等を通じて必要な情報を収集する。

#### ② サーベイランス

国及び府の要請に応じ適時協力する。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供

- ・ 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・**機関**を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・ 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、近隣**自治体**や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

## ② 情報共有

- ・ 国や府のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。

## ③ コールセンター等の体制の縮小

状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

## (4) 予防・まん延防止

### ・ 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、**国**の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策**を講じる。**

### ① 予防接種

市は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## (5) 医療

- ・ 流行の第二波に備え、府からの医療体制などの支援の要請に適時協力する。

#### <府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、**国**の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策**を講じる。**

必要に応じ、**市内感染期**に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

## (6) 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### ① 要援護者への生活支援

府内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、**必要**に応じて府と連携して引き続き支援を行う。

② 事業所の対応

流行の第二波に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう呼びかける。

③ 埋火葬の対応

引き続き埋火葬体制の整備を行う。

④ 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。

⑤ 物資の備蓄等

食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を引き続き行う。また、その他必要と思われる支援も必要に応じて続ける。

<府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置>

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策が府によって講じられ、また市によって講じる。

① 業務の再開

- ・ 府は、府内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・ 府は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

② 新型インフルエンザに関する中小企業向け融資

府は、新型インフルエンザ等の影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。

③ 緊急事態措置の縮小、もしくは中止等

市は、国や府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。